

浜松市生活保護法の施行に係る処分基準

(目的)

第1条 この処分基準は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく処分を行うに当たっての処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上をはかり、もって法の適性かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この処分基準における用語の定義は、法に定めるところによる。

(対象等)

第3条 この処分基準の対象とする処分は次の各号の定めるところによる。

(1) 保護の申請に対する処分

ア 内容

法第7条に基づく生活保護の開始の申請に対して行う法第24条第3項及び第5項に基づく処分。

イ 処理期間

申請のあった日から14日以内とする。ただし調査に日時を要する等の特別な理由があるときは、30日まで延ばすことができる。この場合、書面にその理由を明示するものとする。

ウ 通知

申請者に対して、保護の要否、種類、程度及び方法を書面にて通知する。書面に決定の理由を付記するものとする。

エ 基準

処分の基準は、次条に定める基準により行うものとする。

(2) 職権による保護の変更処分

ア 内容

法第25条に基づき、必要に応じて行う保護の変更処分

イ 通知

被保護者に対して、保護の要否、種類、程度及び方法を書面にて通知する。書面には決定の理由を付記するものとする。

エ 基準

処分の基準は、次条に定める基準により行うものとする。

(3) 保護を要しなくなった場合の保護の停廃止処分

ア 内容

法第26条に基づき行う保護の停廃止処分

イ 通知

保護の要否、種類、程度及び方法を書面にて通知する。書面には決定の理由を付

記するものとする。

ウ 基準

処分の基準は、次条に定める基準により行うものとする。

(4) 指定医療機関、介護機関の指定処分

ア 内容

法第49条及び法第54条の2の規定による指定を受けようとする医療機関、介護機関の生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。)第10条及び第10条の2に基づく申請に対する処分。

イ 告示

規則第12条に定める告示を行うものとする。

ウ 基準

処分の基準は、次条に定める基準により行うものとする。

(処分基準)

第4条 前条各号に定める処分の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 関係法令等

- ・法
- ・規則
- ・生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)
- ・生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知)、(昭和38年社発第246号厚生省社会局長通知)、(昭和38年社保第34号厚生省社会局保護課長通知)
- ・生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年社発第727号厚生省社会局長通知)
- ・生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について(昭和48年社保第87号厚生省社会局保護課長通知)
- ・生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12年社援第825号厚生省社会・援護局長通知)
- ・生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について(平成13年社援保第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)
- ・その他関係通知等

<参考>

上記関係法令等掲載図書：生活保護手帳、生活保護手帳(別冊問答集)、生活保護関係法令通知集

(2) 浜松市において定めた要領、要綱

- ・被保護者が浜松市内の他福祉事務所管内へ転出する場合の事務取扱要綱
- ・その他浜松市で定めた要領、要綱等

附 則

この基準は、平成 18 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。